



第202100222786号  
令和3年12月6日

一般社団法人 鳥取県産業資源循環協会 様

鳥取県生活環境部環境立県推進課長  
( 公 印 省 略 )

石綿事前調査結果報告に係る電子報告システムの利用準備の周知について (依頼)

本県の石綿対策行政の推進につきましては、日ごろ格別の御尽力、御協力をいただき厚く御礼申し上げます。

さて、大気汚染防止法(昭和43年法律第97号)及び石綿障害予防規則(平成17年厚生労働省令第21号)の改正に伴い、令和4年4月1日から解体等工事の元請業者及び自主施工者に、石綿含有建材の有無に係る事前調査結果の報告が義務付けられます。

については、電子報告システムの利用に係り下記のとおり準備が必要となりますので、貴会員等への周知に御協力くださいますようお願いいたします。

## 記

### 1 事前調査結果の電子報告について

令和4年4月1日以降に着工する以下の工事については、事前調査結果を県(東部地区の場合は鳥取市)及び労働基準監督署に報告することが義務付けられます。

- (1) 解体工事部分の床面積の合計が80m<sup>2</sup>以上の建築物の解体工事
- (2) 請負金額が100万円以上である建築物の改造・補修工事
- (3) 請負金額が100万円以上である特定の工作物の解体・改造・補修工事

※原則、電子報告システムによる報告が必要です。一度の操作で県又は鳥取市及び労働基準監督署に報告することが可能です。電子報告システムが利用できない場合、紙様式による報告が必要です。

### 2 電子報告システムの利用について

- (1) 電子報告システム利用にあたっては、「GビズID」(行政サービスの法人・個人事業主向け共通認証システム)の取得が必要です。事前調査結果を報告される方は、事前にIDの取得をお願いします。

「GビズID」案内URL：<https://gbiz-id.go.jp/top/>

- (2) 以下の期間に電子報告システムのユーザーテストが実施されます。

事前調査結果報告システムの利用予定の方は、御参加ください。

ユーザーテスト期間：令和4年1月18日(火)から2月18日(金)

ユーザーテストURL：<https://www.ishiwata.mhlw.go.jp/result-reporting-system/>

### (3) 備 考

別添のチラシも参考としてください。

関係サイトのURLは鳥取県環境立県推進課HP「石綿(アスベスト)対策」内でも御案内しています。

(<https://www.pref.tottori.lg.jp/asbest/>)

(担当) 星空環境推進室 島山、米澤

電 話：0857-26-7206

ファクシミリ：0857-26-8194

E-mail：[kankyourikken@pref.tottori.lg.jp](mailto:kankyourikken@pref.tottori.lg.jp)